二十六	第七十一条第四項	基づく処分	基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十七条第一項第二十七号若しくは第三十二号若しくは第三十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第二十三号、第二十八号若しくは第二十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
二十七	第七十五条第二項第二号、第九十一条第一項	道路管理者の	有料道路管理者の
二十八	第八十五条第二項	都道府県道又は市町村道に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に
		都道府県道又は市町村道の道路管理者	道路の有料道路管理者
二十九	第八十五条第三項	道路の附属物の新設又は改築に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の附属物の新設又は改築に
		道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者	有料道路管理者
三十	第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	有料道路管理者
三十一	第九十三条	当該道路管理者	当該有料道路管理者
三十二	第九十六条第二項	都道府県又は市町村である道路管理者	有料道路管理者
		当該都道府県の知事又は当該市町村の長	当該有料道路管理者である都道府県又は市町村の長
		道路管理者がした	有料道路管理者がした

第十六条中「又は会社が」を「（以下「機構」という。）又は会社が」に、「第一欄に」を「第二欄に」に、「第二欄に」を「第三欄に」に、「第三欄に」を「第四欄に」に、「第四欄に」を「第五欄に」に改め、同条の表を次のように改める。

項	一	二	三	四
読み替える道路法の規定	第二条第二項第二号	第二条第二項第五号、第七号及び第八号	第十九条の二第一項	第二十一条、第二十二条第一項、第三十一条第一項から第三項まで及び第三十三条第一項から第三項まで、第三十四条第一項から第三項まで及び第三十六条第一項から第三項まで、第四十条第一項から第三項まで及び第四十一条第一項から第三項まで、第四十四条第一項から第三項まで及び第四十五条第一項から第三項まで、第四十六条第一項から第三項まで及び第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条第一項から第三項まで及び第四十九条第一項から第三項まで、第五十条第一項から第三項まで及び第五十一条第一項から第三項まで、第五十二条第一項から第三項まで及び第五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第一項から第三項まで及び第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条第一項から第三項まで及び第五十七条第一項から第三項まで、第五十八条第一項から第三項まで及び第五十九条第一項から第三項まで、第六十条第一項から第三項まで及び第六十一条第一項から第三項まで、第六十二条第一項から第三項まで及び第六十三条第一項から第三項まで、第六十四条第一項から第三項まで及び第六十五条第一項から第三項まで、第六十六条第一項から第三項まで及び第六十七条第一項から第三項まで、第六十八条第一項から第三項まで及び第六十九条第一項から第三項まで、第七十条第一項から第三項まで及び第七十一条第一項から第三項まで、第七十二条第一項から第三項まで及び第七十三条第一項から第三項まで、第七十四条第一項から第三項まで及び第七十五条第一項から第三項まで、第七十六条第一項から第三項まで及び第七十七条第一項から第三項まで、第七十八条第一項から第三項まで及び第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条第一項から第三項まで及び第八十三条第一項から第三項まで、第八十四条第一項から第三項まで及び第八十五条第一項から第三項まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第八十七条第一項から第三項まで、第八十八条第一項から第三項まで及び第八十九条第一項から第三項まで、第九十条第一項から第三項まで及び第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第一項から第三項まで及び第九十三条第一項から第三項まで、第九十四条第一項から第三項まで及び第九十五条第一項から第三項まで、第九十六条第一項から第三項まで及び第九十七条第一項から第三項まで、第九十八条第一項から第三項まで及び第九十九条第一項から第三項まで、第百条第一項から第三項まで及び第百一条第一項から第三項まで、第百二条第一項から第三項まで及び第百三条第一項から第三項まで、第百四条第一項から第三項まで及び第百五条第一項から第三項まで、第百六条第一項から第三項まで及び第百七条第一項から第三項まで、第百八条第一項から第三項まで及び第百九条第一項から第三項まで、第百十条第一項から第三項まで及び第百十一条第一項から第三項まで、第百十二条第一項から第三項まで及び第百十三条第一項から第三項まで、第百十四条第一項から第三項まで及び第百十五条第一項から第三項まで、第百十六条第一項から第三項まで及び第百十七条第一項から第三項まで、第百十八条第一項から第三項まで及び第百十九条第一項から第三項まで、第百二十条第一項から第三項まで及び第百二十一条第一項から第三項まで、第百二十二条第一項から第三項まで及び第百二十三条第一項から第三項まで、第百二十四条第一項から第三項まで及び第百二十五条第一項から第三項まで、第百二十六条第一項から第三項まで及び第百二十七条第一項から第三項まで、第百二十八条第一項から第三項まで及び第百二十九条第一項から第三項まで、第百三十条第一項から第三項まで及び第百三十一条第一項から第三項まで、第百三十二条第一項から第三項まで及び第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十四条第一項から第三項まで及び第百三十五条第一項から第三項まで、第百三十六条第一項から第三項まで及び第百三十七条第一項から第三項まで、第百三十八条第一項から第三項まで及び第百三十九条第一項から第三項まで、第百四十条第一項から第三項まで及び第百四十一条第一項から第三項まで、第百四十二条第一項から第三項まで及び第百四十三条第一項から第三項まで、第百四十四条第一項から第三項まで及び第百四十五条第一項から第三項まで、第百四十六条第一項から第三項まで及び第百四十七条第一項から第三項まで、第百四十八条第一項から第三項まで及び第百四十九条第一項から第三項まで、第百五十条第一項から第三項まで及び第百五十一条第一項から第三項まで、第百五十二条第一項から第三項まで及び第百五十三条第一項から第三項まで、第百五十四条第一項から第三項まで及び第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条第一項から第三項まで及び第百五十七条第一項から第三項まで、第百五十八条第一項から第三項まで及び第百五十九条第一項から第三項まで、第百六十条第一項から第三項まで及び第百六十一条第一項から第三項まで、第百六十二条第一項から第三項まで及び第百六十三条第一項から第三項まで、第百六十四条第一項から第三項まで及び第百六十五条第一項から第三項まで、第百六十六条第一項から第三項まで及び第百六十七条第一項から第三項まで、第百六十八条第一項から第三項まで及び第百六十九条第一項から第三項まで、第百七十条第一項から第三項まで及び第百七十一条第一項から第三項まで、第百七十二条第一項から第三項まで及び第百七十三条第一項から第三項まで、第百七十四条第一項から第三項まで及び第百七十五条第一項から第三項まで、第百七十六条第一項から第三項まで及び第百七十七条第一項から第三項まで、第百七十八条第一項から第三項まで及び第百七十九条第一項から第三項まで、第百八十条第一項から第三項まで及び第百八十一条第一項から第三項まで、第百八十二条第一項から第三項まで及び第百八十三条第一項から第三項まで、第百八十四条第一項から第三項まで及び第百八十五条第一項から第三項まで、第百八十六条第一項から第三項まで及び第百八十七条第一項から第三項まで、第百八十八条第一項から第三項まで及び第百八十九条第一項から第三項まで、第百九十条第一項から第三項まで及び第百九十一条第一項から第三項まで
読み替えられる字句	第十八条第一項に規定する道路管理	第十八条第一項に規定する道路管理者	当該他の道路の道路管理者	道路管理者
読み替える字句	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
読み替えた字句	高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた字句			
読み替える字句	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）	会社	会社	機構